

平成14年5月23日

神戸市環境保全審議会会長
住野公昭様

神戸市長 矢田立郎

諮 問

神戸市民の環境をまもる条例（平成6年3月31日条例第52号）第53条第2項に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 神戸市における一般廃棄物処理施設（資源化施設）等の許可のあり方について

諮問理由

本市では、一般廃棄物の処理については、従来の「焼却・埋立」を中心とした処理から、「循環型社会」の実現に向け、「減量・資源化」を推進していくこととしている。

このため、今後本市において必要な一般廃棄物処理施設（資源化施設）等の許可にあたり、そのあり方を確立する必要があるため。

- 2 「神戸市産業廃棄物処理指導基本計画」の改定について

諮問理由

「循環型社会」の実現に向け、昨今の産業廃棄物を取り巻く状況の変化に対応し、より一層の「減量・資源化」の推進及び適正処理の確保のため、平成5年11月に策定し、平成10年11月に改定した「神戸市産業廃棄物処理指導基本計画」を見直す必要があるため。

神戸市環境保全審議会 第1回専門部会 質疑要旨 **抜粋**

日時：平成 14 年 5 月 31 日（金）

場所：神戸市役所環境局大会議室

●：委員意見、 ⇒：事務局回答

1. 資源化施設（一般廃棄物処理施設）について
（総合リサイクルセンターの整備計画）

- 平成 16 年度稼動を計画している総合リサイクルセンターの場所・施設規模は。
⇒ 予定地は、西区押部谷町の複合産業団地である。
全体面積は 1.4 ヘクタール、中にはリサイクルプラザ的なものも考えているが、資源化選別施設の処理能力は日量 90 トンである。

2. 資源化施設の設置許可にあたっての基本的考え方について
（産廃指導要綱の運用上の問題点）

- 今の産廃要綱の運用から見て、市外発生ごみの処理のあり方と 1 日の処理能力 5 トン未満の処理施設に対する規制のあり方、住民同意のあり方以外に特に大きな問題が生じていないか。
⇒ 産廃指導要綱を運用していく中で一番大きい問題点は、住民同意である。運用上の基準を検討していただきたい。

（生活環境保全の観点から規制すべき資源化施設）

- 他市町村から資源化可能なごみを持ち込まれる広域的な施設など様々な施設を念頭において議論する必要がある。

（立地・構造・維持管理に関する基準）

- 許可の規制を条例で行うというのは法的には難しい話だと思う。
産廃要綱の立地、構造、維持管理に関する基準について、一廃の処理施設については全く別の基準をつくるということになるのか、それとも共通にするのか。
⇒ 今後この部会でご検討いただきたい。

（県内の資源化施設の設置状況）

- 県内の資源化施設の状況は。
⇒ ヒアリング結果だが 23 施設ある。このうち缶・びん・ペットボトルの選別圧縮施設が 1 施設、家電リサイクル法の関係の破碎選別施設が 2 施設、金属くずの破碎施設が 4 施設、古紙の選別施設が 5 施設、プラスチック関係の再生施設などその他が 11 施設ある。

（部会の議論の方向性）

- この部会の姿勢として、あまりたくさん規制を設けると資源化施設の立地が進まないという考え方とやはり生活環境を行政が守らないといけないので規制を強化していくのか、いずれもプラス面とマイナス面がある。事務局はどう考えているのか。
⇒ 市民が排出する一般廃棄物については、現在、基本的に全量焼却もしくは埋め立てという処理を行っているが、それでは資源化できるものまで焼いたり埋めたりしてしまうので、資源物を取り出して資源化をしていこうと考えている。
そのためには、資源化施設の立地を進めていこうという姿勢である。
ただ、資源化施設を許可するに当たって、生活環境の保全という観点から、いろいろ条件があると思われるので、それらの内容について先生方のご意見を伺いたい。

資源化施設の設置許可にあたっての基本的考え方について 抜粋

1 施設の設置に対する規制の必要性

市が民間事業者に一般廃棄物処理施設の設置の許可及び処分業の許可を与えるに際して規制のあり方の検討が必要である。

(1) 法律上の規定の内容

廃棄物処理法は生活環境保全上の見地から、許可にあたっては許可基準や廃棄物の処理基準を定めている。

しかし、廃棄物処理施設の設置や維持管理に関する法令の規定は一般的かつ抽象的であり、地方自治体が住民の生活環境の保全を図るという観点から地域の実情に合った具体的かつ実効性のある規制を行うには不十分である。

(2) 神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱について

本市では、産業廃棄物処理に関して、法の基準をより具体化し、周辺環境に配慮した、住民の理解と信頼の得られる優良な施設の設置を指導する趣旨から、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱を制定し必要な規制を行っているが、一般廃棄物処理施設においても共通点が多い。

(3) 一般廃棄物処理施設に関する規制について

資源化施設であっても廃棄物を搬入し、その処理を行う点では、他の一般廃棄物処理施設と共通である。

また、同種同等の処理を行う産業廃棄物処理施設と比較しても、生活環境に与える影響の程度に大きな違いは認めがたい場合が多々ある。

そこで、産業廃棄物処理施設指導要綱と整合性を図りながら、本市の実情にあわせた具体的かつ実効性のある規制を行う必要がある。

2. 一般廃棄物処理施設（資源化施設）の規制のあり方

- (1) 一般廃棄物の処理は、産業廃棄物の処理と比べて、廃棄物処理法上処理責任が市町村にあること、自区内処理が原則となっていること、許可対象施設が異なっていることなどの違いがある。

圃に居住する住民の少なくとも半数を超える住民からの同意の取得を求め
るべきである。

ただし、営業者については、産廃要綱では、これまでも住民組織がない
場合は後述の「隣接者」である場合を除いて、同意等の取得を求めている
。また、他都市の状況をみても、営業者の同意等の取得を求める例はわ
ずかである。

以上のことから、資源化施設への準用にあっても、周辺の営業者（敷
地内に居住する従業員等からの個別同意を含む）からの同意の取得等を求
めるまでの指導は不必要である。なお、当該範囲内の工業会等や要望のあ
る営業者に対し、事業計画の内容や周辺環境への影響について、十分な説
明を行うよう指導すべきである。

エ 「一定の範囲」をどのように設定するか

資源化施設の種類や規模については様々な場合が考えられるが、どの場
合でも立地基準・構造基準・維持管理基準を定め、騒音・振動・悪臭・粉
塵等の発生を防止するための適切な環境保全対策を講じさせることにより、
周辺の生活環境への影響を少なくすることができる。

資源化施設は、産業廃棄物の中間処理施設と同様のものが多いと考えら
れる。このような施設を念頭において同意の取得等を指導する範囲を設定
する場合、施設の建屋内での設置や騒音・振動の距離減衰を勘案し、その
範囲を施設の敷地境界から 100m の範囲と設定すべきである。

② 対象となる隣接者

廃棄物の処理施設が隣接することとなる土地所有者等（借地・借家人であ
る住民・営業者を含む）においては、周辺の生活環境への影響とともに、通
行障害などによる日常生活や営業活動への影響、近隣に廃棄物の処理施設が
できることについての不安など、様々な懸念が考えられることから、産廃要
綱では、これらの「隣接者」に対し、別途個別の説明と同意を求めている。

資源化施設についても、このような「隣接者」の同意を求める趣旨を十分
に踏まえ、同様の指導を行うべきである。

また、産廃要綱は、施設設置予定場所の敷地に直接隣接するほか、道路等を挟んで近接する土地所有者等についても、一定の運用基準を設け「隣接者」として同意を求めるという点で他都市に比べ厳しい指導内容となっている。この運用基準は概ね妥当ではあるものの、なお道路等を挟んでいる場合などについては、事業計画者や近隣の土地所有者等にとってわかりにくい側面がある。

このため、資源化施設について産廃要綱を準用するにあたっては、これまでの産業廃棄物処理施設に対する指導実績に基づき、「隣接者」とする場合の道路幅等を明確にしたうえで、公平・公正な指導を行っていくべきである。

③ 排水がある場合について

公共用水域へ排水がある場合、産廃要綱では「下流の水利権等を有するもの」の同意を求めている。資源化施設においては、「資源化処理の工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合」と限定したうえで対象としておくべきである。

④ 「市長が特に必要と認める者」の規定

上述のような整理を行った結果、産廃要綱にある「市長が特に必要と認める者」の規定は、資源化施設については、必要がなくなる。

(3) 市外発生ごみの処理のあり方

① 広域処理を想定する資源化施設について

近年、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量・資源化を推進するため、各種リサイクル法が制定され、それらの法で定められた資源化施設や法で定められている広域再生利用指定制度（廃スプリングマットレス、廃パソコン、廃2次電池、廃タイヤ）における資源化施設では、一自治体の区域を越えて、一般廃棄物を広域的に処理することが想定されている。

神戸市においても、今後市域で発生する一般廃棄物の減量・資源化を推進していくためには、自区内処理の原則の例外として、市域内の生活環境の保全に留意しながら、このような広域処理を想定した資源化施設の許可を前向きに検討していく必要がある。

平成14年8月7日

神戸市における一般廃棄物処理施設（資源化施設）等の許可のあり方について
（専門部会報告案）

「中間とりまとめ案」の修正案

1. 1頁 2 今後許可を行っていくべき一般廃棄物処理施設(資源化施設)について の2頁の「許可の対象となる資源化施設の具体例」として記載している 14頁の別表中「積替保管施設」に次の括弧書きを追加する。

(資源物の取り出し、分別を主たる内容とするもの)

2. 8頁 エ「一定の範囲」をどのように設定するか の最後に以下の文を追加する。

「なお、同意の対象となる範囲の内外にかかわらず、住民組織や住民、営業者から要望があれば、事業計画の内容や周辺生活環境への影響について十分な説明を行うよう指導すべきである。」

3. 8頁 ②対象となる隣接者 の9頁の最後の段落部分を以下のとおり修正する。

「このため、資源化施設について産廃要綱を準用するにあたっては、これまでの産業廃棄物処理施設に対する指導要綱や上記の隣接者同意を求める趣旨を踏まえて、「隣接者」とする場合の道路幅は22メートルと明確にしたうえで、公平・公正な指導を行っていくべきである。」

ただし、営業者については、産廃要綱では、これまでも住民組織がない場合は後述の「隣接者」である場合を除いて、同意等の取得を求めていない。また、他都市の状況をも、営業者の同意等の取得を求める例はわずかである。

以上のことから、資源化施設への準用にあたっては、周辺の営業者からの同意の取得等を求めるまでの指導は不必要である。なお、当該範囲内の工業会等や要望のある営業者に対し、事業計画の内容や周辺環境への影響について、十分な説明を行うよう指導すべきである。

エ 「一定の範囲」をどのように設定するか

資源化施設の種類や規模については様々な場合が考えられるが、どの場合でも立地基準・構造基準・維持管理基準を定め、騒音・振動・悪臭・粉塵等の発生を防止するための適切な環境保全対策を講じさせることにより、周辺の生活環境への影響を少なくすることができる。

資源化施設は、産業廃棄物の中間処理施設と同様のものが多いと考えられる。このような施設を念頭において同意の取得等を指導する範囲を設定する場合、施設の建屋内での設置や騒音・振動の距離減衰を勘案し、その範囲を施設の敷地境界から100mの範囲と設定すべきである。

オ 住民等への説明について

同意の対象となる範囲内及びその周辺の住民又は住民自治組織若しくは、営業者又は営業者の組織から、当該施設の稼動に伴う環境面からの懸念を理由とする要望がある場合、当該要望者又は組織に対し、事業計画を説明するとともに、その経過を書面に記録するよう設置者に対して指導すべきである。

② 対象となる隣接者

廃棄物の処理施設が隣接することとなる土地所有者等（借地・借家人である住民・営業者を含む）においては、周辺の生活環境への影響とともに、通行障害などによる日常生活や営業活動への影響、近隣に廃棄物の処理施設ができることについての不安など、様々な懸念が考えられることから、産廃要綱では、これらの「隣接者」に対し、別途個別の説明と同意を求めている。

資源化施設についても、このような「隣接者」の同意を求める趣旨を十分

に踏まえ、同様の指導を行うべきである。

また、産廃要綱は、施設設置予定場所の敷地に直接隣接するほか、道路等を挟んで近接する土地所有者等についても、一定の運用基準を設け「隣接者」として同意を求めるという点で他都市に比べ厳しい指導内容となっている。この運用基準は概ね妥当ではあるものの、なお道路等を挟んでいる場合などについては、事業計画者や近隣の土地所有者等にとってわかりにくい側面がある。

このため、資源化施設について産廃要綱を準用するにあたっては、「隣接者」とする場合の道路幅等を明確にしたうえで、公平・公正な指導を行っていくべきである。また、この幅については、これまでの産業廃棄物処理施設に対する指導実績や他都市の指導基準を踏まえつつ、上述の「隣接者」の同意を求める趣旨に照らして、4車線以上の道路やそれに相当する幅の道路・河川・水路などを挟む場合には、同意を不要とするべきである。

③ 排水がある場合について

公共用水域へ排水がある場合、産廃要綱では「下流の水利権等を有するもの」の同意を求めている。資源化施設においては、「資源化処理の工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合」と限定したうえで対象としておくべきである。

④ 「市長が特に必要と認める者」の規定

上述のような整理を行った結果、産廃要綱にある「市長が特に必要と認める者」の規定は、資源化施設については、必要がなくなる。

(3) 市外発生ごみの処理のあり方

① 広域処理を想定する資源化施設について

近年、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量・資源化を推進するため、各種リサイクル法が制定され、それらの法で定められた資源化施設や法で定められている広域再生利用指定制度（廃スプリングマットレス、廃パソコン、廃2次電池、廃タイヤ）における資源化施設では、一自治体の区域を越えて、一般廃棄物を広域的に処理することが想定されている。

神戸市においても、今後市域で発生する一般廃棄物の減量・資源化を推進